

# 衛生管理者免許試験 公表問題

## 労働衛生（有害業務に係るもの以外）

- ① 温熱条件
- ② 視環境
- ③ 必要換気量
- ④ 快適職場
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム
- ⑥ 腰痛予防対策
- ⑦ 受動喫煙防止のガイドライン
- ⑧ 食中毒
- ⑨ 感染症
- ⑩ 情報機器作業
- ⑪ 労働衛生対策
- ⑫ 健康保持増進
- ⑬ メンタルヘルス対策
- ⑭ エイジフレンドリー
- ⑮ 健康診断の検査項目
- ⑯ 労働衛生管理統計
- ⑰ 脳血管障害・虚血性心疾患
- ⑱ 一次救命処置
- ⑲ 出血・止血法
- ⑳ 熱傷
- ㉑ 骨折

## 【令和7年4月】

【問38】 厚生労働省の「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 常時50人以上の労働者を使用する事業場では受動喫煙防止のための推進計画を策定し、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- (2) たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した喫煙専用室においては、食事はしてはならないが、飲料を飲むことは認められている。
- (3) 第一種施設は、「原則敷地内禁煙」とされており、敷地内に喫煙場所を一切設置してはならない。
- (4) 一般の事務所や工場は、第二種施設に含まれ、「原則屋内禁煙」とされている。
- (5) 本ガイドラインの「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が全て覆われているものの内部を指し、これに該当しないものは「屋外」となる。

### ▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：受動喫煙防止のための推進計画は、所轄労働基準監督署長に届け出の定めはない。
- (2) 誤り：「食事はしてはならないが、飲料を飲むことは認められている」⇒「飲食等を行うことは認められない」
- (3) 誤り：「敷地内に喫煙場所を一切設置してはならない」⇒「敷地内で受動喫煙を防止するために必要な技術的事項を満たす場所に、特定屋外喫煙場所を設置することができる」
- (4) 正しい。
- (5) 誤り：「側壁が全て覆われているものの内部」⇒「側壁がおおむね半分以上覆われているものの内部」

\*解答\* (4)

## 【令和5年10月】

【問35】 厚生労働省の「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に関する次のAからDの記述について、誤っているものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 第一種施設とは、多数のものが利用する施設のうち、学校、病院、国や地方公共団体の行政機関の庁舎などをいい、「原則敷地内禁煙」とされている。
- B 一般の事務所や工場は、第二種施設に含まれ、「原則屋内禁煙」とされている。
- C 第二種施設においては、特定の時間を禁煙とする時間分煙が認められている。
- D たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した喫煙専用室においては、食事はしてはならないが、飲料を飲むことは認められている。

- (1) A, B
- (2) A, C
- (3) B, C
- (4) B, D
- (5) C, D

## ▶▶解説◀◀

A、B 正しい

C 誤り：「特定の時間を禁煙とする時間分煙が認められている」⇒ 時間分煙は定められていない。

D 誤り：「食事はしてはならないが、飲料を飲むことは認められている」⇒ 「飲食等を行うことは認められない」。

\*解答\* (5)

## 【令和5年4月】

【問35】 厚生労働省の「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」において、「喫煙専用室」を設置する場合に満たすべき事項として定められていないものは、次のうちどれか。

- (1) 喫煙専用室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m/s以上であること。
- (2) 喫煙専用室の出入口における室外から室内に流入する空気の気流について、6か月以内ごとに1回、定期的に測定すること。
- (3) 喫煙専用室のたばこの煙が室内から室外に流出しないよう、喫煙専用室は、壁、天井等によって区画されていること。
- (4) 喫煙専用室のたばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
- (5) 喫煙専用室の出入口の見やすい箇所に必要事項を記載した標識を掲示すること。

▶▶解説◀◀

- (1) (3) (4) (5) 定められている
- (2) 誤り：ガイドラインにはそのような定めはない。

\*解答\* (2)

### 【令和4年10月】

【問34】 厚生労働省の「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」において、「喫煙専用室」を設置する場合に満たすべき事項として定められていないものは、次のうちどれか。

- (1) 喫煙専用室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m/s以上であること。
- (2) 喫煙専用室のたばこの煙が室内から室外に流出しないよう、喫煙専用室は、壁、天井等によって区画されていること。
- (3) 喫煙専用室の出入口における室外から室内に流入する空気の気流について、6か月以内ごとに1回、定期的に測定すること。
- (4) 喫煙専用室のたばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
- (5) 喫煙専用室の出入口の見やすい箇所に必要事項を記載した標識を掲示すること。

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (4) (5) 定められている
- (3) 誤り：ガイドラインにはそのような定めはない。

\*解答\* (3)

### 【令和4年4月】

【問34】 厚生労働省の「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」において、「喫煙専用室」を設置する場合に満たすべき事項として定められていないものは、次のうちどれか。

- (1) 喫煙専用室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m/s以上であること。
- (2) 喫煙専用室の出入口における室外から室内に流入する空気の気流について、6か月以内ごとに1回、定期的に測定すること。
- (3) 喫煙専用室のたばこの煙が室内から室外に流出しないよう、喫煙専用室は、壁、天井等によって区画されていること。
- (4) 喫煙専用室のたばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
- (5) 喫煙専用室の出入口の見やすい箇所に必要事項を記載した標識を掲示すること。

▶▶解説◀◀

改正健康増進法では、喫煙室専用等の必要な技術的基準を次のとおりとしている。

- ① 喫煙室出入口の気流：0.2m/s 以上であること（扉の全開放時）
- ② たばこの煙が室内に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排出されていること

（1）定められている：上記①

（2）定められていない：ガイドラインにはそのような定めはない。

（3）定められている：上記②

（4）定められている：上記③

（5）定められている：事業者は、施設内に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室など喫煙することができる場所を定めようとするとき、当該場所の出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。

\*解答\* （2）